

令和7年度の国民健康保険税の税率が変わります

問 国保年金課 (☎62-1206) ID 1017354

本市では国民健康保険の健全な運営を図るため、令和6年度に税率改正を行いました。しかし、医療の高度化や国保被保険者の高齢化により1人当たり医療費は年々増加している一方で、被保険者数の減少により保険税収は減少しており、依然として歳出が保険税収などの歳入を上回る状況が続いています。そのため、令和7年度の国民健康保険税の税率を以下のとおり改正します。

◆改正内容

年間の保険税額は改正前と比較しておおむね10～13%増額となります。

内訳		令和6年度	令和7年度
基礎課税額	所得割	6.25%	7.06%
	均等割	29,300円	31,400円
	平等割	20,000円	20,700円
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.21%	2.58%
	均等割	7,800円	11,000円
	平等割	5,700円	6,900円
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)	所得割	2.11%	2.32%
	均等割	11,800円	11,800円
	平等割	4,800円	5,700円

※今回の改正とは別に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が22万円から24万円に変わります（基礎課税額65万円、介護納付金課税額17万円は変更なし）。

◆令和7年度国民健康保険税額

令和7年度の保険税額は、7月中旬に世帯主に通知します。事前に試算を希望する場合は、前年（令和6年1月～12月）の所得が確定した後に試算できますので、6月以降に問い合わせてください。また、参考用として市HPに試算用エクセルシートを掲載します。

※試算用エクセルシートでは各種軽減を反映した計算はできません。

ねんきん 情報プラス

今回はこれ

学生納付特例制度

問 国保年金課 (☎62-1011)、刈谷年金事務所 (☎21-2110)

国民年金保険料は20歳の誕生日の前日が属する月分から納付義務が発生しますが、所得が一定以下の学生のために、納付が猶予される学生納付特例制度があります。保険料の支払期限を10年後まで延長することができ、その間は未納の扱いとはならないため、もし病気やけがで障害が残った場合、障害年金を申請することができます。

☑ 大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・各種学校（修業年限が1年以上の課程）・一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、本人の前年所得が基準以下の人

※家族の所得の多寡は問いません。

所得の基準 128万円＋（扶養親族などの数×38万円）＋社会保険料控除など

申請に必要なもの

▶年金手帳または基礎年金番号通知書

▶学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書（原本）

※さかのぼって過去の期間を申請する場合、在学期間を証明できるもの

▶手続きする人の本人確認書類

▶雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証など（会社などを退職して学生になった場合）

※令和6年度に学生納付特例の承認を受け、令和7年度も在学予定の場合、日本年金機構から再申請のハガキが郵送されます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入し、返送してください。

※学生納付特例期間は、10年以内に保険料をさかのぼって納付（追納）すると、将来受け取る年金額が増額されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。